# 「安全・安心な観光地づくりのための三重の観光ニューノーマル推進事業」 業務仕様書

## 1 業務の目的

本県では、新型コロナウイルス感染症の影響により観光産業は長期にわたって、苦境に立たされている状況が続いており、県内の観光産業の復活のために、安全・安心な観光地の復活に向けて、「県内観光事業者向けガイドライン作成の手引き〜安全安心な観光の実現に向けて〜」を作成するなど観光地の安全・安心の確保の取組を進めてきており、今後は、県内周遊、さらに近隣圏、全国、海外へと段階的に誘客の施策を展開していくことが必要となる。

現在、みえ旅プレミアム旅行券等の効果によって県内の旅行者が増加しており、今後、 更なる誘客に取り組んでいくためには、より一層の観光地の安全・安心を確保するための 取組を推進する必要がある。

当該業務は、三重県内の観光事業者における新型コロナウイルス感染症等への対策など、観光地の安全・安心の確保の具体的な取組の「実践」に対する支援に取り組み、県内観光地におけるニューノーマルに対応した取組を充実させ、観光する方にとっても、受け入れる観光地にとっても安心できる旅行環境を整えることで、感染症の対策と経済活動を両立させていくことを目的に実施する。

#### 2 契約期間

契約日から令和3年3月25日(木)まで

# 3 業務内容

- (1) 三重の観光ニューノーマル推進アドバイザー設置
  - (ア)アドバイザー設置

県内観光事業者においては、ニューノーマルに対応し、感染症と共生しながら事業活動を継続する能力の強化に取り組むことが求められる。このため、県内観光事業者における感染症の対策や非対面式の観光スタイルの確立等に向けた取組を支援することで、観光地における安全・安心の確保するために、以下の①から④の専門分野(以下、「専門分野」という。)に関する専門的な知見を有し、又は、専門的な知見を有する者の監修を受けた「三重の観光ニューノーマル推進アドバイザー」(以下、「アドバイザー」という。)を設置する。

#### 【専門分野】

- ①観光地における感染症の対策 観光地における新型コロナウイルス感染症を含めた感染症への対策を充実化する ため、業種別ガイドライン等も踏まえた対策を促進する
- ②観光地におけるデジタルツール等の新技術の活用 3密を回避するための非接触型のツールの導入や、デジタルマーケティングを推進するためのツール導入など、観光地におけるデジタルツール等の新技術の活用を促進する
- ③バリアフリー観光

伊勢志摩バリアフリーツアーセンターと連携し、バリアフリー環境を整備するための投資を促進し、かつ、投資の効果を高めるための助言を行うことでバリアフリー観光を推進する

#### 4)その他

安全・安心な観光地づくりを促進するために必要な事項 ※具体的な内容について提案すること

※専門性の確保に関する方針について提案すること

## (イ) 相談窓口の設置

県内の観光事業者から、随時、専門分野に関する具体的な相談を受け、アドバイザーによる助言を行うための相談窓口を設置する。相談窓口への相談内容や対応状況については記録し、県内の観光事業者のニーズの整理・分析を行う。

特定業種に限定せず、幅広い業種の相談に応じること。

※相談窓口の体制について提案すること

#### (ウ) アドバイザー派遣

県内の観光事業者からの依頼等に応じてアドバイザーを当該観光事業者に派遣し、専門分野に関する取組状況のチェック、取組への助言等を行う。アドバイザーが行った業務に関して記録し、県内観光事業者における安全・安心な観光地づくりの取組状況等に関する状況の整理・分析を行う。

- ①観光地における感染症の対策 100事業者以上
- ②観光地におけるデジタルツール等の新技術の活用 30事業者程度
- ③バリアフリー観光 4事業者程度

※どのようにチェック、助言を行うか提案すること

## (2) 観光地の安全・安心の情報発信

(ア) WEB サイト「観光三重」を活用した情報発信

旅マエ段階における細やかな情報告知と対応を促進するため、三重県観光連盟公式 WEB サイト「観光三重」を活用し、アドバイザー設置・派遣等によって得られた観光 地における安全・安心の確保のための取組を旅行者目線も踏まえて、旅行者が安心して旅行するために効果的に情報発信すること(100事業者以上の取組を発信すること。)。

#### (イ) 安全・安心な観光地情報の発信

アドバイザー設置・派遣等によって得られた観光地における安全・安心の確保のための取組などを旅行者目線も踏まえて、複数の媒体を活用して効果的に情報発信すること。

## (3) 三重の観光ニューノーマル人材の育成

(ア) セミナーの開催

安全・安心な観光地づくりの取組を全県に広げ、取り組む人材を育成するためのセミナーを開催する。

セミナー実施回数 2回以上

受講者数 100事業者以上

セミナー開催方法 WEB 会議システムを利用すること

## (イ) 事例集の作成

県内の観光事業者が安全・安心な観光地づくりに取り組むことができるよう、専門分野に関する県内外の好事例集(10事例以上掲載すること。)を作成し、WEB上での公表等の情報発信を行う。

※どのような方針で事例をとりまとめるか提案すること

## ※留意事項

- · 事業実施にあたって連携する事業者、団体等を明確にすること。
- ・ 人員の体制など実施体制を明確にすること。
- ・ 事業実施に当たっては、提案事項をもとに事業の内容・詳細を三重県と協議のうえ決 定し、実施すること。
- ・ 仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・ 作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。
- ・ 各業務に係る事務等の一切の経費は、全て当初の契約金額に含むこと。

## 4 契約条件

(1)委託業務名 :安全・安心な観光地づくりのために三重の観光ニューノーマル

推進事業

(2)委託期間 :契約の日から令和3年3月25日(木)まで

(3) 成果品 : 下表のとおり

(4)成果品の提出期限:下表のとおり

| 成果品                            | 提出期限            | 部数、内容等                 |
|--------------------------------|-----------------|------------------------|
| アドバイザー業務に 係る県内事業者から の相談状況・対応状況 | 随時              | ·電子媒体(Excel 等)         |
| 事例集                            | 三重県が<br>別途指定した日 | ・A4 版<br>・電子媒体(Word 等) |
| 報告書                            | 三重県が<br>別途指定した日 | ・A4 版<br>・電子媒体         |

## 5 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

# 6 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とします。この間に 契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

#### 7 その他

#### (1)業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

## (2)業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。また、調査・分析・検討についても同様とし、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとします。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとします。

# (3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を 行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指 示監督する場合があります。

## (4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL 形式など、 三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、 取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとします。

## (5) 留意事項

- ア 本事業により制作された制作物の著作権は、三重県に帰属するものとします。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとするが、三重県が本業務及び本業務終了後に無償で使用及び翻訳する権利を有するものとします。
- イ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。
- ウ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (イ)警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

- (ウ) 委託者に報告すること。
- (エ)業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- エ 受託者がウの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係 契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止 要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。
- オ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に 基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとしま す。

以上